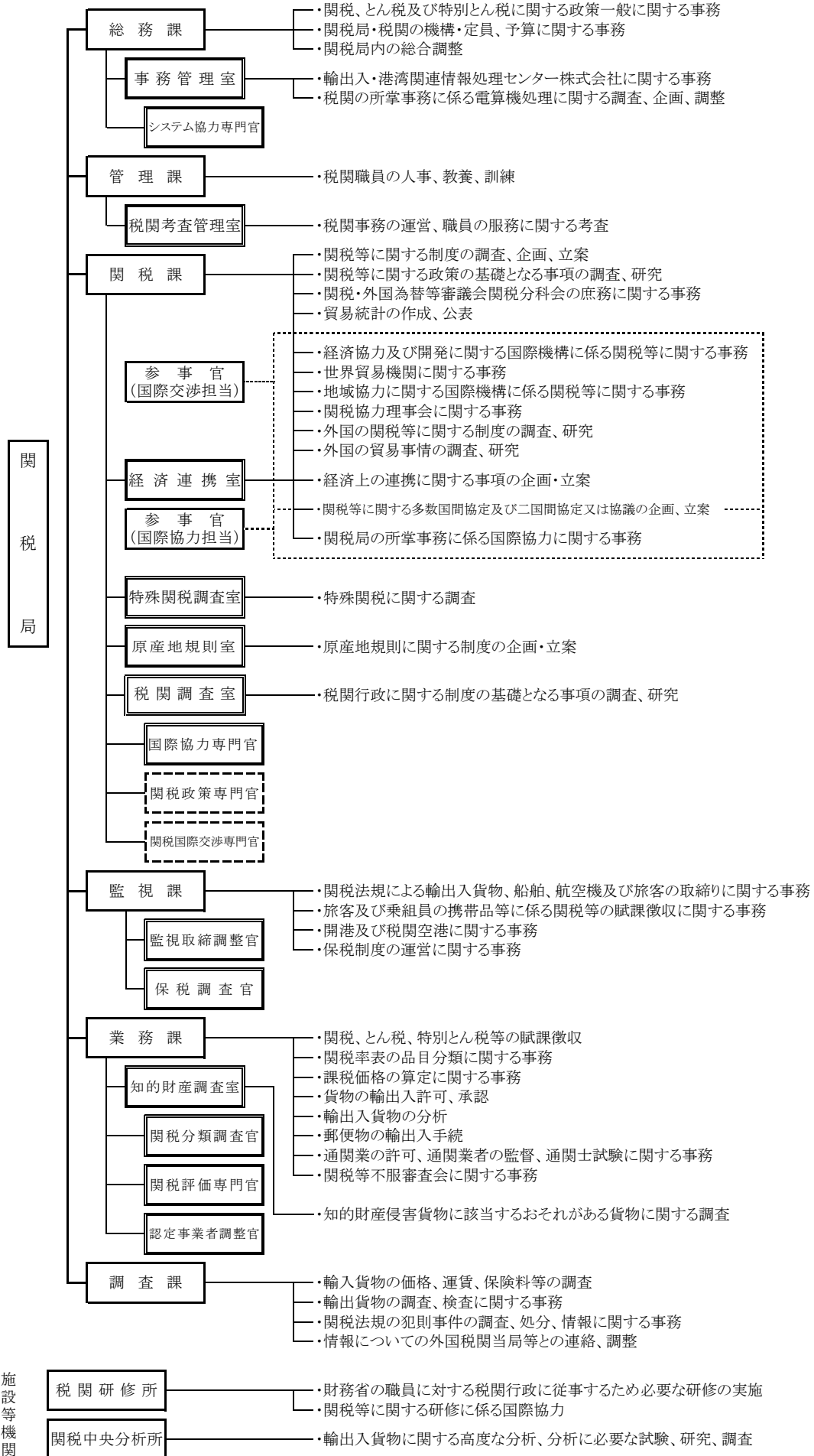


1. 関税局の組織及び事務

1. 関税局

(1) 組織



(注) は政令により設置されている機構を、 は省令により設置されている機構を、

 は訓令により設置されている専門スタッフ職を示す。